令和3年3月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後2時30分
- 2. 開催場所 高椋コミュニティセンター 3階 大会議室
- 3. 出席委員 16名 (番号は議席番号)

1番 本田 雄揮 2番 髙山 重則 3番 加藤 昭治 (欠員) 4番 5番 清兼 義靖 6番 飛田 俊朗 三寺 總左ヱ門 7番 濱中 憲雄 8番 9番 南出 直美 10番 大川 勝利 12番 岡田 幸夫 11番 西端 勲 15番 田中 正信 13番 (欠席) 14番 藤田 一元 16番 中垣内 勇夫 17番(欠席) 18番 伊藤 勉

19番 森 勝義

4. 欠席委員 2名

13番 伊藤 宏実 17番 西端 和雄

5. 出席者

(農業委員会事務局)

 局長
 池本
 成輝
 次長
 西出
 政男
 書記
 小林
 一裕

 書記
 上野
 貴史
 書記
 伊藤
 正則

(農業振興課) 主任 坪田 浩司 主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第64号 現況証明願について

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議案第66号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議 について

議案第67号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審 議について

報告第11号 事業計画届出の報告について

報告第12号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

15番 田中 正信 16番 中垣内 勇夫

事務局長

只今から令和3年3月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は13番伊藤委員17番西端委員から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言をされる場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局次長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森 会長にお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 15 番 田中 正信委員、16番 中垣内勇夫委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> では、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号 69 番、申請地は春江町正蓮花、田、2,621 ㎡です。譲渡人は春江町正蓮花〇〇さんから譲受人は福井市石盛 〇〇さんへの売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は110 アールです。以上1件審議願います。

議長

それでは皆さんのご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。なければ、お諮りをいたします。 議案第62号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 続いて議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明>議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。6件ございます。

整理番号 77 番、使用貸借権設定の申請で、申請地は丸岡町乗兼、15,177 ㎡のうち 31.39 ㎡です。用途は営農型太陽光設備設置の更新案件です。借人は丸岡町乗兼 〇〇さん、貸人 丸岡町乗兼 〇〇さんです。祖父と孫の関係です。太陽光パネル 72 基、最大出力 864 キロワットを設置、初回申請は H30.5.25 で 3 年間経過し、一時転用の再申請です。申請地での可能作付作物は H31 年水稲、令和 2 年水稲作成をしています。水稲計画、状況報告を受けており安定した水稲計画が見込まれます。

整理番号 78 番、賃借権設定の申請で申請地は春江町井向の 1,478 ㎡です。借人 春江町井向 ○○さんから貸人 春江町井向 ○○さんへの賃借です。車両置き場として転用するものです。

整理番号 79 番、所有権移転で申請地は春江町中筋の 189 ㎡。譲受人は

福井市高木中央 〇〇さん、譲渡人は春江町中筋 〇〇さんです。住宅建築のため転用するものです。

整理番号 80 番、賃借権設定で申請地は春江町藤鷲塚、1,949 ㎡です。 借人春江町藤鷲塚 ○○さん、貸人春江町藤鷲塚 ○○さんです。用途 はナカテックの倉庫 2 棟建設のためです。

整理番号81番、賃借権設定の案件です。申請地は春江町正蓮花、3,480㎡のうち、260.3㎡の賃借です。借人は金沢市西郡〇〇さん、貸人は春江町正蓮花 〇〇さんです。中継施設の工事用資材置き場とするため、2か月の一時転用となります。

整理番号82番、使用貸借権設定の案件です。申請地は三国町横越、356㎡。借人は春江町西太郎丸 ○○さん、貸人は三国町横越 ○○さんです。お二人は親子関係です。住宅と車庫を建設するもので建築面積は124.81㎡です。

以上6件についてご審議願います。

議長

当議案は現地確認を行っているので、報告をお願いします 整理番号77番の報告を3番加藤委員お願いします。

加藤委員

議席番号3番 加藤です。24 日農地利用推進員、事務局小林氏と同行し、整理番号77番丸岡町乗兼について確認しました。外部からの侵入を防ぐ柵がないため、柵をしたらどうかと意見を伝えました。しかし稲作は十分行われており、付近の農地管理も適正で、問題ないと思われます。

議長

整理番号 78番、80番の報告を、1番本田議員お願いします。

本田委員

議席番号1番 本田です。整理番号78番、隣接する農地には、西に排水路およびU地溝、ブロックが設置されており雨水の流出を防ぐとのことです。南側が脆弱だったため、のり面を抑える措置をとるよう伝えました。地元の合意もあるとのことです。整理番号80番、門型を入れるということで雨水流出の心配はありません。

議長

整理番号79、81番の報告を、5番清兼委員お願いします。

清兼委員

議席番号5番清兼です。整理番号79番 北側に用水が通っていますが、 既に門型が10m布施てあります。雨水は雨水桝が設置されており何ら問題ないと思われます。整理番号81番、後ほど中継施設が出てきます。施設の東側と南側にはL型、雨水が溜まるので北側のU字溝に排出するために、西側に側溝を布設してはどうかと話をしました。田んぼに鉄板を敷いて、中継施設を建てるための資材置き場とするものです。

議長

地元委員の意見を伺います。

整理番号77番を議席1番本田委員お願いします。

本田委員

議席番号1番本田です。事務局説明のとおり毎日耕作されているので、 問題ないと思われます。

議長

地元委員の意見を伺います。

整理番号 78 番を議席番号 17 番西端委員欠席のため、地元の意見として事務局に報告を求めます。

事務局

それでは、西端委員からご意見をいただいておりますので、ご報告し ます。

付近で自動車販売業を営む㈱ニッショオートが車両置き場としての申 請となっています。

北側・東側は農道、西側は排水路、南側は田となっています。隣接す る農地との境界には既存の畦畔ブロックがすでに設置してあり、雨水に 関しては畦畔ブロックとの間に設置するU字溝にて西側へ排水する予定 とのことです。

事業旺盛により、現在の事業所内では手狭となったため、今回の申請 に至るとのことで、周辺営農にも影響がなくやむを得ないと思われると のことでした。以上でございます。

整理番号 79 番と 81 番の報告を 15 番田中委員お願いします。

議長

田中正信委員

議席番号 15 番田中です。整理番号 79 番は事務局説明のとおり問題な いと思われます。81番は雨水の流れに若干の心配がありますが将来的に 土地改良事業もないため問題ないと思われます。

議長

整理番号80番の報告を11番西端委員お願いします。

西端 勲委員

議席番号 11 番西端です。整理番号 80 番については賃借権相当、すべ て排水はL型擁壁設置して西側に流すので問題ないと思います。

議長

整理番号82番の報告を7番濱中委員お願いします。

濱中委員

議席番号7番濱中です。整理番号82番について事務局説明のとおりで 問題なしと思われます。

議長

それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。 なければ、お諮りをいたします。

議案第63号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。 各委員〈異議なし〉

委員

議長

異議がないと認めます。議案第63号「農地法第5条の規定による許可 申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

次に、議案第64号「現況証明願について」を議題といたします。事務 局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第64号「現況証明願について」、今月は4 件でしたが、21番は申請取り下げとなり、3件となりました。

整理番号19番、申請者は坂井町上関 ○○さんです。坂井町上関の601 ㎡を地目変更するもので、昭和30年ごろから隣接する宅地と一体利用し 現在に至っているものです。写真のように塀に囲まれ、娘の住宅を建設 したいとのことです。

整理番号20番、申請者は坂井町折戸 ○○さんです。坂井町折戸の403 ㎡を登記のために地目変更するものです。昭和7年頃から寺の道場とし て利用し現在に至っています。

整理番号22番。申請者は丸岡町八丁 ○○さんです。丸岡町八丁、合 計 385 m²についてです。

1筆は昭和32頃農作業小屋を建築し今に至っており、もう1筆は昭和60

年頃車庫を建築し、今に至っております。最後の1筆は昭和46年頃に宅地と一体利用を開始、今に至るという状況です。

以上3件、ご審議の程をお願いいたします。

議長

それでは、議案について現地確認の報告をお願いします。整理番号 19番、22番の報告を3番 加藤委員お願いします。

加藤委員

議席番号3番 加藤です。整理番号19番坂井市役所北へ1.9キロ。事務局家族の建物を建てるということで地目確認をしたとのこと。農地の利用形跡はなく問題はないと思われます。続いて整理番号22番丸岡支所より南へ3.5km。父親からの相続で地目を知り、非農地であると認められ問題ないと思われます。

議長

整理番号20番の報告を2番高山委員お願いします。

高山委員

議席番号2番高山です。整理番号20番には防火用水があり、昭和の時代は地目変更せず、集落で利用していた経緯があります。雨水はコンクリートで囲ってあり心配はないと思われます。集落全体で使用している状況で非農地と認められます。

議長

続いて地元委員意見を伺います。整理番号 19 番の報告を 13 番伊藤宏 実委員欠席につき、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、伊藤宏実委員からご意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

この土地は昭和30年頃より住宅用敷地として一体利用され、現在も住宅用地として利用しております。

周辺は申請者宅の塀に囲まれており、現状からもやむを得ない状況であると考えますとのことでした。

以上でございます。

清兼委員

議席番号5番清兼です。先に高山委員の説明を修正させていただくと、 集落全体での利用ではなく、お寺の同業者20数名が利用しています。道 場も使えなくなると困るということで非農地として申請させてもらって おりますので、お願いします。

議長

整理番号22番の報告を16番中垣内委員お願いします。

中垣内委員

議席番号 16 番中垣内です。農作業小屋も車庫についても集落内に位置 しているため地目変更はやむを得ないと思われます。

議長

それでは、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。

なければ、お諮りをいたします。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第64号「現況証明願について」は許可相当と認め、決定いたします。

議長

次に、議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第66号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」を関連があるため一括議題といたします。農業振興課の

説明を求めます。

農業振興課

<説 明> それでは、議案第65号「農用地利用集積計画について」、 及び議案第66号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に 対する意見審議について」説明します。

利用権設定を受ける者(借り手)は21名、利用権設定するもの(貸し手)は61名です。利用権設定で田の新規は36筆62,549㎡、田の更新は22筆53,020㎡、合計面積115,569㎡です。畑の新規は45筆80,498㎡、畑の更新は2筆3,461㎡、合計面積83,959㎡です。次に、使用貸借権ですが、田が16筆28,831㎡、畑は2筆1,937㎡です。

所有権移転は4件14,717 m²ございます。

整理番号1番、所有権を移転する者は春江町藤鷲塚 〇〇さん、所有権移転を受ける者は丸岡町高瀬 〇〇さんです。申請地は春江町藤鷲塚の田、3,031㎡です。整理番号2番、所有権を移転する者は坂井町上新庄〇○さん、受ける者は丸岡町高瀬 〇〇さんです。申請地は坂井町上新庄の合計面積3,290㎡です。整理番号3番、所有権を移転する者は坂井町宮領 〇〇さんから、受ける者は坂井町宮領 〇〇さんです。申請地は坂井町宮領の田、合計面積7,147㎡です。整理番号4番、所有権を移転する者は福井市花月 〇〇さんから、受ける者は丸岡町舟寄 〇〇さんです。申請地は丸岡町舟寄の田1,249㎡です。

議長

それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。

なければ、お諮りをいたします。

議案第65号及び第66号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。議案第65号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第66号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」を原案のとおり承認します。

次に、議案第67号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見-審議について」審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 議案第67号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について」説明します。

除外申請案件は三国地区、丸岡地区、坂井地区の3地区です。まず三国地区は1件です。図面番号①三国町山岸69-39畑245㎡のうち0.2㎡です。楽天モバイルの中継基地局アンテナ1基を設置するものです。所有者は三国町山岸 ○○さん。事業者は東京都世田谷区 ○○さんです。

丸岡地区は2件です。図面番号①は、丸岡町長崎の1,741 ㎡に事業拡大のため及び丸岡インター線増設により駐車場が削られるため、駐車場の増設をするものです。所有者は丸岡町舟寄 事業者は丸岡町長崎 ○ さんです。

図面番号②は、丸岡町小黒の 132 ㎡に住宅を建設するものです。所有者は丸岡町小黒 ○○さん。事業者は丸岡町小黒 ○○さんです。配置図であらい斜線が既存建物、細かい斜線が今回の申請地です。建築確認申請をだす際、北と南に接する道路では許可が下りない、東道路からでないと建築確認申請がおりないため宅地として一体で扱う必要があります。

坂井地区は 2 件です。図面番号①は坂井町東の 289 ㎡に大関コミュニティセンター駐車場を建設するものです。所有者は坂井町東 〇〇さん。事業者は〇〇です。既存の駐車場が狭くイベント時に県道や住宅地付近の路上駐車が多く、利用者からの駐車場確保要望があり、増設をするものです。

図面番号②は、坂井町高柳に携帯電話基地局を設置するものです。所有者は〇〇さん。事業者は東京都世田谷区 〇〇さんです。設置するものは三国地区案件と全く同じです。以上です。

議長それでは、皆様のご意見を伺います。ご意見ございませんか。

なければ、お諮りをいたします。

委員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。

議案第67号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案) に係る意見審議について」については原案のとおり、承認いたします。

続いて、報告第11号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第11号は4件あります。

受付番号 1168 番、届出事業者、楽天モバイル㈱が三国町山岸の 245 ㎡ のうち 0.2 ㎡に携帯電話用無線基地局のコンクリート柱およびアンテナ 設置するものです。受付番号 1169 番、届出事業者、楽天モバイル㈱が坂 井町高柳の 200 ㎡のうち 0.2 ㎡に携帯電話用無線基地局を設置するものです。受付番号 1170 番届出事業者 石川県金沢市㈱NTTドコモが春江 町正蓮花の合計 1,860 ㎡のうち 72.58 ㎡に携帯電話用無線基地局を設置するものです。受付番号 1171 番事業者 春江町江留上昭和 さかいケーブルテレビ(株)が、三国町三国東 6 丁目 183 ㎡に停電時の電気供給として放送通信設備及び無停電電源設備一式を設置するものです。

以上報告します。

報告第12号「地目変更(畑地転換)届出の報告について」事務局の報告

を求めます。

議長

事務局 報告第 12 号「地目変更(畑地転換)届出の報告について」です。届出者は、春江町為国 ○○さんが所有する春江町為国の 451 ㎡について園芸ハウスを建設するため、田から畑地への地目変更届出がありましたの

で、報告します。

議 長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後3時35分 議事終了)